

公 告

単契第 63 号

下記のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等(以下、「証明書等」という。)の提出、入札及び契約を電子調達システム(GEPS)で行う対象案件です。

令和7年2月13日

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 服部 真樹

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約件名
- (2) 契約内容
- (3) 納入期限
- (4) 納入場所
- (5) 入札方法

定期刊行物(海上保安新聞)買入(単価契約)
仕様書のとおり
令和8年3月31日
仕様書のとおり
電子調達システム(GEPS)の利用本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。また、電子調達システムにより難しい者は、紙入札参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。その他詳細については、入札説明書による。

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当しない者に限る。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約に必要な同意を得ている者についてはこの限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者に限る。
- (3) 令和4・5・6年度国土交通省一般競争参加資格(全省庁統一資格)において、下記「契約の種類」に応じた何れかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。また、当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止中の期間でない者。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

「物品の販売」の A, B, C又はD等級

3 証明書等の提出期限、提出方法

(証明書等提出期限) 令和7年2月28日17時00分
(提出方法)
・電子調達システムにより入札参加する場合
以下の書類を電子調達システムにより提出すること。
(1)確認書(電子調達用)
(2)資格審査結果通知書(電子、紙入札共通)

・紙入札により入札参加する場合
以下の書類を下記4の窓口 に直接提出又は郵送により提出すること。
(ただし、郵送の場合は配達証明が確認できるものの郵送に限る)
(1)紙入札方式参加願(紙入札用)
(2)資格審査結果通知書(電子、紙入札共通)

4 契約条項等を示す場所、契約及び入札に関する問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第一契約係
03-3591-6361 (内線 2821)

5 入札説明書の交付期間、交付方法

(入札説明書等の交付期間)
令和7年2月13日から令和7年2月28日まで
(交付方法)
入札説明書等の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」からダウンロードすること。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/nyusatsu/r4ippan.html>
また、郵送で交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記する)並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して上記4の係に申し込むこと。

6 入札書等の提出期限

令和7年3月12日17時00分

7 開札の日時場所

令和7年3月13日14時20分 海上保安庁入札室

8 入札保証金および契約保証金

免除

9 入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び海上保安庁入札・見積者心得書その他に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

- (1) 海上保安庁入札・見積者心得書による。
- (2) 本調達は、予定数量に対する総価で見積もる単価契約とする。
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

11 契約書作成の要否

要(ただし、契約金額が150万円を超えない場合は省略することがある)

本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

12 仕様に関する問い合わせ先

海上保安庁総務部政務課
03-3591-6361 (栗栖 内線2237)

本調達案件は令和7年度の予算成立を条件とする。

以上公告する。

入 札 説 明 書

(最低価格落札方式)

契約番号： 単契第 63 号

契約件名： 定期刊行物（海上保安新聞）買入（単価契約）

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

別紙－1 入札書（海上保安庁様式）

様式－1 紙入札方式参加願

様式－2 紙契約方式承諾願

様式－3 確認書（電子入札参加申し込み用）

様式－4 電子証明書変更承諾申請書

様式－5 期間委任状

様式－6 都度委任状

別冊 契約書（案）

別冊 仕様書

入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告（令和7年2月13日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 服部 真樹

2 調達内容

(1) 契約件名

定期刊行物（海上保安新聞）買入（単価契約）

(2) 契約内容

仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和8年3月31日

(4) 納入場所

仕様書のとおり

(5) 仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない。

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部政務課 栗栖

03-3591-6361

（内線2237）

(6) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、電子調達システムにより難い者は、発注者に紙入札方式参加願及び紙契約方式承諾願を提出して紙入札方式、紙契約方式に代えるものとする。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。

② 落札決定は、最低価格落札方式で行うが、本調達は単価契約であることから、当庁が提示する予定数量に対する総価をもって入札すること。

③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

④ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免 除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法
入札参加希望者は、4（5）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認できるものに限る）
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式5）又は都度委任状（様式6）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

- (2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法
電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	jtd形式のもの
2	Microsoft Word	docx形式またdoc形式のもの
3	Microsoft Excel	xlsx形式またxls形式のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (3) ファイル圧縮方法の指定
ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。（自己解凍方式は不可）
- (4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書（写）」のみを、1つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者到手渡すこと。
直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出をすることができる。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。
なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

- (5) 証明書等の提出期限 令和7年2月28日 17時00分
各提出書類の提出先は次のとおりです。
○電子調達システムにより入札参加する場合
・確認書（電子入札用）（電子調達システムにより提出）
・資格審査結果通知書（写）（電子調達システムにより提出）

- 紙入札により入札参加する場合
・紙入札方式参加願（紙入札用）（提出先下記5(2)）
・資格審査結果通知書（写）（提出先下記5(2)）

- (6) 証明書等審査結果の通知
4(1)により提出された証明書等の審査結果を、令和7年3月5日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

5 入札書及び関係書類の提出場所等

(1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。

ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。

電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-000-683

(2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第一契約係 山葉多 朋子

TEL03-3591-6361

内線 2821

(3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間

令和7年2月13日 から 令和7年2月28日

まで

(4) 入札書の提出期限

令和7年3月12日

17時00分

(5) 入札書の提出方法

① 電子調達システムによる場合

ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、予定数量に対する総価で入札しなければならない。

c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。

（電子認証書を取得している者であること。）

ウ 入札書等の提出

a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。

b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任を受けた者の電子証明書に限る。

② 紙による入札の場合

ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、予定数量に対する総価で入札しなければならない。

c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。

d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載しなければならない。

- e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
海保株式会社 東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長） ○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。
- b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。
- ア 委任状が提出されていない代理人のした入札
- イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- ウ 記名（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- エ 金額を訂正した入札
- オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札
- カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札
- ケ 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。
不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。
なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式4）を提出すること。
また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(8) 開札の日時及び場所

日時： 令和7年3月13日 14時20分

場所： 海上保安庁入札室

(9) 開札

① 電子調達システムによる場合

ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

② 紙による場合

ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。

この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことのできることを要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とするところがある。

- ② 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。
- 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。
- ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
- イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。
- (4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円を超えない場合は省略することがある）
- ① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。
- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い
- 電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする
- すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。
- ①天災
②広域・地域的停電
③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
（ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）
- 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (7) 支払条件は履行完了後、一括払いとする。

- (8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>

- (9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (10) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

- (11) 本調達案件は令和7年度の予算成立を条件とする。

入札書

一金

ただし 定期刊行物（海上保安新聞）買入（単価契約）

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

（注）1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

紙入札方式参加願

(単 63)

1. 発注件名 定期刊行物（海上保安新聞）買入（単価契約）

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の
3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

1. 件 名 定期刊行物（海上保安新聞）買入（単価契約）

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、
紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

○宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

確 認 書

件 名: 定期刊行物(海上保安新聞)買入(単価契約)

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会社名等
部署名
確認者
※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。
【ICカード券面の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く
10桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)
* 今回限定した上記のICカード以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。
* 上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

(担当者連絡先)※押印省略する場合も、担当者のメールアドレスは必ず記載してください。
担当者名:
電話番号:
メールアドレス:

電子証明書変更承諾申請書

1. 発注件名：

定期刊行物(海上保安新聞)買入(単価契約)

2. 変更後の電子証明書番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 変更理由

上記案件について、電子調達システムにより入札に参加することとしていますが、使用している電子証明書について上記理由により開札までの間に使用できなくなることから、電子証明書の変更を承諾されたく申請します。

住所
氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名)：
担当者(会社名・部署名・氏名)：
連絡先1：
連絡先2：

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

上記については承諾します。

殿

令和 年 月 日
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式4)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

委任事項

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 服部 真樹 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（契約締結に係る権限を委任する場合は押印の省略を不可とする。）
（連絡先は2以上記載すること）
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め
「件名：定期刊行物（海上保安新聞）買入（単価契約）」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 服部 真樹 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（契約締結に係る権限を委任する場合は押印の省略を不可とする。）
（連絡先は2以上記載すること）
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

令和 7 年 度

単 契 第 6 3 号

物品売買契約書（単価契約）

物品売買契約書（単価契約）

1 契約物品 定期刊行物（海上保安新聞）買入（単価契約）

2 予定総額 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円

3 契約単価 円／部

4 予定数量 1 5, 6 9 6 部（1, 3 0 8 部×1 2 ヲ月）

5 納入期限 令和8年3月31日

6 納入場所 仕様書のとおり

7 契約保証金 免 除

上記物品の売買について、発注者 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 服部 真樹 は、
受注者 ●● と、次の条項により契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、仕様書、図面又は備付見本（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の契約物品（以下「物品」という。）を納入期間内における発注者の指定する納入期限までに納入場所において納入するものとし、発注者は、これに対し代金を受注者に支払うものとする。

(仕様書等の解釈)

第2条 物品に関する仕様書等について疑義を生じたときは、すべて発注者の解釈によるものとする。

(数量の増減)

第3条 予定数量は、この契約期間における予定を示したものであるから、實際上増減を生ずることがあっても、受注者は、異議申立てをしないものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、発注者の書面による承認を得た場合を除くほか、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- 1 この契約の全部又は大部分の履行を第三者に委任すること。
- 2 この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させること。

(設備等の調査)

第5条 発注者は、必要と認めるときは、職員を派遣し、受注者の設備、物品の製造過程その他契約履行の状況を調査することができるものとする。この場合において、受注者は、発注者又は当該職員の指示に従わなければならない。

(代理人等の変更)

第6条 発注者は、受注者の代理人、使用人又は労務者のうち著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対し、その事由を明示してその変更を求めることができるものとする。

(物価変動等による契約の変更)

第7条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、契約単価が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、その契約単価を変更することができるものとする。

(納入期間の変更等)

第8条 発注者は、その都合により納入期間又は納入場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、契約単価を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(納入の通知及び検査)

第9条 受注者は、物品を納入するときは、納品書をもってその旨を発注者に通知するものとする。

第10条 発注者は、前条の納入の通知を受けたときは、納入場所において検査を行うものとする。

2 発注者は、第1項の検査については、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、納入の通知又は検査の請求を受理した日（これらの日以降において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から10日以内（以下「検査期間」という。）に、仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法によりこれを行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

3 発注者は、検査職員を命じたときは、その官職、氏名及び検査時期を受注者に通知するものとする。

4 物品の検査場所への運搬その他検査に要する費用及び検査のため通常生ずべき変質、変形、消耗、破損等による損失は、受

注者の負担とする。

（所有権の移転）

第 1 1 条 物品の所有権は、納入場所において、発注者が物品を合格品と認め数量の確認を終ったとき、受注者から発注者に移るものとする。

2 物品の性質上必要な容器、包装等は、発注者の所得とする。

（値引受領）

第 1 2 条 発注者は、物品に多少不備な点があっても、契約した目的を達するうえで支障がないと認めるときは、契約金額を相当額値引してこれを受領することがあるものとする。

（代品納入）

第 1 3 条 受注者は、第 1 0 条の規定による検査に合格しない物品があるときは、直ちに、その代品を納入するものとする。

2 この契約の条項は、前項の代品の納入について準用する。

（不合格品等の措置）

第 1 4 条 受注者は、発注者から物品の不合格又は過納の通知を受けたときは、遅滞なく、不合格又は過納の物品を引き取るものとする。

2 前項の場合において、相当期間内に受注者が不合格又は過納の物品を引き取らないときは、発注者は、受注者の負担において、当該物品を他の場所に移し、又は第三者に保管を委託することができる。

（代金の支払）

第 1 5 条 発注者は、履行完了後提出される、適法な支払請求書を受理した日から 3 0 日以内（以下「約定期間」という）に、

海上保安庁において、その代金を受注者に支払うものとする。

- 2 発注者は、受注者から支払請求書を受領した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示してこれを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受領した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受領した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第16条 発注者は、約定期間内に代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

- 2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(納入期限の延伸)

第17条 受注者は、納入期限までに物品を納入することができないときは、あらかじめ、遅滞の理由及び納入可能期日を明示して、発注者に納入期限の延伸の承認を求めなければならない。

- 2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他、受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第18条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の履行期限満了の日の翌日から完了までの日数に応じ、契約金額の年3パーセントとする。ただし、その総額が契約金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

2 前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日の翌日から発注者が検査に着手した日の前日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

(危険負担)

第19条 物品の所有権が移転する以前に生じた物品の亡失、変質、変形、消耗、破損等による損失は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

(契約不適合責任)

第20条 受注者は、成果品の所有権移転後1年以内に、その成果品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者の請求により、自己の費用をもってこれを修補し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならない。また、その契約不適合によって生じた物品の亡失若しくは損傷に対して、損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第21条 下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者から解除の申出があったとき。
- (2) 受注者が第4条、第5条、第6条の規定に違反したとき。

(3) 前号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。

(4) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくはその使用人等が、不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げようとしたとき。

(5) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

2 前項第1号から第4号までの場合において、受注者は違約金として、解除部分に対する予定総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。

3 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に

該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、予定総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第22条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、発注者は、その損害を賠償するものとする。

- 2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(相殺等)

第23条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

- 2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、受注者が発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、受注者は、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

- 3 第16条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第24条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項 (独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。) の規定に基づく課徴金の納付命令 (以下「納付命令」という。) を行い、当該納付命令が確定したとき (確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令 (これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体 (以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。) において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間 (これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。) に入札 (見積書の提出を含む。) が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者 (法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) の刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(秘密の保全)

第 25 条 受注者及び発注者は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(契約外の事項)

第26条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和7年4月1日

発注者	住 所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏 名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 服部 真樹

受注者	住 所	
	氏 名	

仕 様 書 (単価契約)

- 1 件 名 定期刊行物（海上保安新聞）買入（単価契約）
- 2 予定数量 海上保安新聞 15,696部（1,308部×12ヵ月）
- 3 履行期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 4 納入場所及び数量 別紙内訳のとおり
- 5 納入方法 海上保安庁総務部納入分149部のうち104部については4つ折りにし、帯封を付けた状態で納品すること。帯封は、幅19cm程度で、市販のあて名ラベル（約10cm×6cm）が貼付できるものであること。
ただし、本庁納入分の予定数量に変更が生じた場合は、担当者の指示に従うこと。
- 6 検査 納入に当たっては、当庁検査職員の検査を受けること。
- 7 支払 最終履行完了後に一括で支払うものとする。
- 8 その他
 - (1) 本件は、予定数量で見積もる単価契約である。
 - (2) 予定数量に変更が生じて異議を申し立てないこと。
 - (3) 数量に変更を生じた場合は、発送7日前に当庁担当者より通知するものとする。
 - (4) 定期刊行物（海上保安新聞）の単価は送料を含むものとする。
 - (5) この仕様書に疑義を生じた場合には、担当者と協議するものとする。

令和7年度 海上保安新聞配布先

別紙

		数量	納入場所	郵便番号	住所	電話番号
本 庁	海上保安庁総務部	149	1	100-8976 (個)	東京都千代田区霞が関2の1の3	03-3591-6361
	海上保安庁海洋情報部	25	1	100-8932	東京都千代田区霞が関3の1の1	03-3595-3601
	海上保安試験研究センター	3	1	190-0015	東京都立川市泉町1156	042-526-5630
海上保安大学校	総務課	22	1	737-8512 (個)	広島県呉市若葉町5の1	0823-21-4961
	海上保安国際研究センター	1	1	140-0011	東京都品川区東大井1丁目13-1	03-3471-9527
海上保安学校	総務課	98	1	625-8503 (個)	京都府舞鶴市字長浜2001番地	0773-62-3520
	門司分校	4	1	801-0802	福岡県北九州市門司区白野江3の3の1	093-341-8131
	宮城分校	4	1	989-2421	宮城県岩沼市下野郷字北長沼4	0223-24-2338
	北九州航空研修センター	2	1	800-0306	福岡県北九州市小倉南区空港北町6	093-474-7797
第一管区	第一管区海上保安本部	31	1	047-8560 (個)	北海道小樽市港町5の2	0134-27-0118
	留萌海上保安部	5	1	077-0048	北海道留萌市大町3の37の1	0164-42-9118
	稚内海上保安部	7	1	097-0023	北海道稚内市開運2の2の1	0162-22-0118
	函館海上保安部	8	1	040-0061	北海道函館市海岸町24の4	0138-42-1118
	江差海上保安署	2	1	043-0041	北海道檜山郡江差町字姥神町167	0139-52-5118
	瀬棚海上保安署	1	1	049-4828	北海道久遠郡せたな町瀬棚区南川176番地3	0137-87-2634
	室蘭海上保安部	7	1	051-0023	北海道室蘭市入江町1の13	0143-23-0118
	苫小牧海上保安署	2	1	053-0004	北海道苫小牧市港町1の6の15	0144-33-0118
	浦河海上保安署	2	1	057-0021	北海道浦河郡浦河町潮見町42の1	0146-22-9118
	釧路海上保安部	9	1	085-0022	北海道釧路市南浜町5の9	0154-22-0118
	広尾海上保安署	2	1	089-2624	北海道広尾郡広尾町並木通東1の12の1	01558-2-0118
	根室海上保安部	8	1	087-0055	北海道根室市琴平町1の38	0153-24-3118
	根室海上保安部 花咲分室	1	1	087-0032	北海道根室市花咲港434	0153-25-4012
	羅臼海上保安署	3	1	086-1832	北海道目梨郡羅臼町船見町132	0153-87-2274
	紋別海上保安部	6	1	094-0011	北海道紋別市港町5の3の10	0158-23-0118
	網走保安署	2	1	093-0005	北海道網走市南5条東7	0152-44-9118
	海上保安庁千歳航空基地	2	1	066-0044	北海道千歳市平和千歳空港内	0123-23-9118
	函館航空基地	2	1	042-0913	北海道函館市赤坂町65の1	0138-58-3515
	釧路航空基地	2	1	084-0926	北海道釧路市鶴丘2 釧路空港内	0154-57-4118
第二管区	第二管区海上保安本部	32	1	985-8507 (個)	宮城県塩釜市真山通3の4の1	022-363-0111
	石巻海上保安署	1	1	986-0845	宮城県石巻市中島町15番2	0225-22-8088
	気仙沼海上保安署	1	1	988-0034	宮城県気仙沼市朝日町1番地2	0226-22-7084
	青森海上保安部	6	1	030-0811	青森県青森市青柳1の1の2	017-734-2423
	八戸海上保安部	8	1	031-0831	青森県八戸市築港街2の16	0178-33-1222
	釜石海上保安部	5	1	026-0012	岩手県釜石市魚河岸1の2	0193-22-3820
	宮古海上保安署	1	1	027-0006	岩手県宮古市鯉ヶ崎下町2の33	0193-62-6560
	秋田海上保安部	7	1	011-0945	秋田県秋田市土崎港西1の7の35	018-845-1621
	酒田海上保安部	4	1	998-0036	山形県酒田市船場町2の5の43	0234-22-1831
	福島海上保安部	6	1	971-8101	福島県いわき市小名浜辰巳町66	0246-53-7112
	仙台航空基地	2	1	989-2421	宮城県岩沼市下野郷字北長沼4	0223-22-2891

第三管区	第三管区海上保安本部	22	1	231-8818 (個)	神奈川県横浜市中区北仲通5の57	045-211-1118
	第三管区海上保安本部 第三管区業務室	2	1	135-0064	東京都江東区青海2の5の18	
	横浜海上保安部	21	1	231-0001	神奈川県横浜市中区新港1の2の1	045-671-0118
	川崎海上保安署	2	1	210-0865	神奈川県川崎市川崎区千鳥町12の3	044-266-0118
	小笠原海上保安署	2	1	100-2101	東京都小笠原村父島字清瀬	04998-2-7118
	東京海上保安部	6	1	135-0064	東京都江東区青海2の7の11	03-5564-1118
	茨城海上保安部	5	1	311-1214	茨城県ひたちなか市和田町3の4の16	029-263-4118
	茨城海上保安部 日立分室	1	1	319-1223	茨城県日立市みなと町14の1	0294-29-0118
	鹿島海上保安署	3	1	314-0103	茨城県神栖市東深芝9	0299-92-2601
	千葉海上保安部	7	1	260-0024	千葉県千葉市中央区中央港1の12の2	043-301-0118
	千葉海上保安部 館山分室	1	1	294-0034	千葉県館山市沼987-1	0470-20-0118
	千葉海上保安部 船橋分室	1	1	273-0016	千葉県船橋市潮見町32の5	047-432-4118
	木更津海上保安署	1	1	292-0836	千葉県木更津市新港8の2	0438-30-0118
	鉾子海上保安部	7	1	288-0001	千葉県鉾子市川口町2の6431	0479-21-0118
	勝浦海上保安署	1	1	299-5233	千葉県勝浦市浜勝浦499	0470-73-4999
	横須賀海上保安部	11	1	237-0071	神奈川県横須賀市田浦港町無番地	046-861-8366
	湘南海上保安署	1	1	251-0036	神奈川県藤沢市江の島1の12の2	0466-22-4999
	下田海上保安部	8	1	415-0023	静岡県下田市3の18の23	0558-23-0118
	伊東事務室(伊東MPS)	1	1	414-0002	静岡県伊東市湯川571-19	0557-35-3085
	清水海上保安部	6	1	424-0922	静岡県静岡市清水区日の出町9の1	054-353-0118
	清水海上保安部 田子の浦分室	1	1	417-0015	静岡県富士市鈴川町1の2	0545-31-0118
	御前崎海上保安署	2	1	437-1623	静岡県御前崎市港6170-2	0548-63-4999
	羽田航空基地	4	1	144-0041	東京都大田区羽田空港1の12の1	03-3747-1118
	羽田特殊救難基地	2	1	144-0041	東京都大田区羽田空港1の12の1	03-3747-7118
第四管区	第四管区海上保安本部	30	1	455-8528 (個)	愛知県名古屋港区入船2の3の12	052-661-1611
	衣浦海上保安署	1	1	475-0831	愛知県半田市11号地2	0569-22-4999
	三河海上保安署	1	1	441-8075	愛知県豊橋市神野ふ頭町3-11	0532-34-0118
	四日市海上保安部	6	1	510-0051	三重県四日市市千歳町5の1	059-357-0118
	鳥羽海上保安部	8	1	517-0011	三重県鳥羽市鳥羽1の2383の28	0599-25-0118
	鳥羽海上保安部 浜島分室	1	1	517-0404	三重県志摩市浜島町浜島1161-6	0599-53-0300
	尾鷲海上保安部	6	1	519-3614	三重県尾鷲市南陽町6の34	0597-25-0118
	名古屋港海上交通センター	3	1	455-0848	愛知県名古屋港区金城ふ頭3の1	052-398-0711
	伊勢湾海上交通センター	3	1	441-3624	愛知県田原市伊良湖町古山2814の38	0531-34-2700
	中部空港海上保安航空基地	4	1	479-0881	愛知県常滑市セントレア1-2	0569-38-8118

第五管区	第五管区海上保安本部	38	1	650-8551 (個)	兵庫県神戸市中央区波止場町1の1	078-391-6551
	西宮海上保安署	1	1	662-0942	兵庫県西宮市浜町7の35	0798-22-7070
	大阪海上保安監部	9	1	552-0021	大阪府大阪市港区築港4の10の3	06-6571-0221
	岸和田海上保安署	1	1	596-0012	大阪府岸和田市新港町1	072-422-3592
	堺海上保安署	2	1	592-8332	大阪府堺市西区石津西町20	072-244-1771
	姫路海上保安部	6	1	672-8063	兵庫県姫路市飾磨区須加294の1	079-231-5063
	加古川海上保安署	1	1	675-0136	兵庫県加古川市別府町港町14の2	079-435-0671
	田辺海上保安部	6	1	646-0023	和歌山県田辺市文里1の11の9	0739-22-2002
	和歌山海上保安部	6	1	640-8287	和歌山県和歌山市築港6の22の2	073-402-5850
	海南海上保安署	2	1	649-0101	和歌山県海南市下津町下津3066の16	073-492-0134
	串本海上保安署	2	1	649-3510	和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台783の9	0735-62-0226
	徳島海上保安部	6	1	773-0001	徳島県小松島市小松島町字外開1の11	0885-33-2246
	徳島海上保安部 美波分室	1	1	779-2305	徳島県海部郡美波町奥河内字弁財天2の1	0884-77-0555
	高知海上保安部	8	1	780-8010	高知県高知市棧橋通5の4の55	088-832-7111
	宿毛海上保安署	2	1	788-0013	高知県宿毛市片島10の60の6	0880-65-8117
	土佐清水海上保安署	1	1	787-0303	高知県土佐清水市旭町18の46	0880-82-0464
	関西空港海上保安航空基地	4	1	549-0001	大阪府泉佐野市泉州空港北1	072-455-1235
	大阪湾海上交通センター	4	1	650-0047	兵庫県神戸市中央区港島南町7-2-22	078-381-9118
	下里水路観測所	1	1	649-5142	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町下里1981	0735-58-0084
第六管区	第六管区海上保安本部	28	1	734-8560 (個)	広島県広島市南区宇品海岸3の10の17	082-251-5111
	柳井海上保安署	1	1	742-0021	山口県柳井市大字柳井134の126	0820-23-2250
	岩国海上保安署	2	1	740-0002	山口県岩国市新港町3の9の57	0827-21-6118
	水島海上保安部	8	1	712-8056	岡山県倉敷市水島福崎町2の15	086-444-9701
	玉野海上保安部	5	1	706-0011	岡山県玉野市宇野1の8の4	0863-31-3421
	尾道海上保安部	6	1	722-0002	広島県尾道市古浜町27の13	0848-22-2108
	福山海上保安署	2	1	721-0962	広島県福山市東手城町2の18の3	084-943-5950
	呉海上保安部	8	1	737-0029	広島県呉市宝町9の25	0823-26-0118
	呉海上保安部 木江分室	1	1	725-0401	広島県豊田郡大崎上島町木江5067の9	0846-62-0807
	徳山海上保安部	7	1	745-0023	山口県周南市那智町3の1	0834-31-0110
	徳山海上保安部 下松分室	1	1	744-0008	山口県下松市新川2の1の38	0833-41-3022
	徳山海上保安部 三田尻中関分室	1	1	747-0825	山口県防府市大字新田2049	0835-23-9898
	高松海上保安部	8	1	760-0064	香川県高松市朝日新町1の30	087-821-7011
	小豆島海上保安署	2	1	761-4425	香川県小豆郡小豆島町坂手甲1835の2	0879-82-5999
	坂出海上保安署	3	1	762-0002	香川県坂出市入船町1の6の10	0877-46-5999
	松山海上保安部	6	1	791-8058	愛媛県松山市海岸通り2426の5	089-951-1196
	今治海上保安部	6	1	794-0013	愛媛県今治市片原町1-3-2	0898-32-2882
	今治海上保安部 三島川之江分室	1	1	799-0402	愛媛県四国中央市三島紙屋町6の45	0896-24-4498
	新居浜海上保安署	1	1	792-0011	愛媛県新居浜市西原町2の7の55	0897-32-0118
	宇和島海上保安部	5	1	798-0003	愛媛県宇和島市住吉町3の1の3	0895-22-1256
	備讃瀬戸海上交通センター	3	1	769-0200	香川県綾歌郡宇多津町背の山3810の2	0877-49-3366
	来島海峡海上交通センター	3	1	794-0003	愛媛県今治市湊町2の5の100	0898-31-4992
	広島航空基地	2	1	729-0416	広島県三原市本郷町善入寺甲94の22	0848-86-9191

第七管区	第七管区海上保安本部	34	1	801-8507 (個)	福岡県北九州市門司区西海岸1の3の10	093-321-2931
	門司海上保安部 小倉分室	1	1	801-0841	福岡県北九州市門司区西海岸1の3の10	093-321-3215
	苅田海上保安署	1	1	800-0315	福岡県京都郡苅田町港町27	093-436-3356
	下関海上保安署	2	1	750-0066	山口県下関市東大和町1の7の1	0832-67-1711
	宇部海上保安署	2	1	755-0044	山口県宇部市新町10の33	0836-21-2410
	若松海上保安部	6	1	808-0034	福岡県北九州市若松区本町1の14の12	093-761-2497
	福岡海上保安部	11	1	812-0031	福岡県福岡市博多区沖浜町8の1	092-281-5866
	三池海上保安部	5	1	836-0061	福岡県大牟田市新港町1	0944-53-0521
	唐津海上保安部	6	1	847-0861	佐賀県唐津市二太子3の214の6	0955-74-4323
	壱岐海上保安署	2	1	811-5135	長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦648の5	0920-47-0508
	伊万里海上保安署	1	1	849-4256	佐賀県伊万里市山代町久原2976の31	0955-28-3388
	長崎海上保安部	8	1	850-0921	長崎県長崎市松が枝町7の29	095-827-5133
	五島海上保安署	2	1	853-0015	長崎県五島市東浜町2の1の1	0959-72-3999
	佐世保海上保安部	7	1	857-0852	長崎県佐世保市千尽町4の1	0956-31-4842
	平戸海上保安署	1	1	859-5121	長崎県平戸市岩の上町1529の2	0950-22-3997
	対馬海上保安部	7	1	817-0016	長崎県対馬市厳原町東里341の42	0920-52-0640
	比田勝海上保安署	3	1	817-1701	長崎県対馬市上対馬町比田勝1000の23	0920-86-2113
	大分海上保安部	7	1	870-0107	大分県大分市大字海原字地浜916の5	097-521-0112
	大分海上保安部 津久見分室	1	1	879-2442	大分県津久見市港町8の5	0972-82-2886
	佐伯海上保安署	1	1	876-0811	大分県佐伯市鶴谷町2の3の30	0972-22-4999
	仙崎海上保安部	5	1	759-4106	山口県長門市仙崎1026の2	0837-26-0241
	萩海上保安部	2	1	758-0011	山口県萩市大字椿東5607の7	0838-22-4999
	関門海峡海上交通センター	3	1	800-0064	福岡県北九州市門司区松原2の10の11	093-381-6699
	北九州航空基地	2	1	800-0305	福岡県京都郡苅田町空港南町9番	093-474-7006
第八管区	第八管区海上保安本部	34	1	624-8686 (個)	京都府舞鶴市字下福井901	0773-76-4100
	敦賀海上保安部	9	1	914-0079	福井県敦賀市港町7の15	0770-22-0666
	小浜海上保安署	1	1	917-0081	福井県小浜市川崎1の3の1	0770-52-0494
	福井海上保安署	2	1	913-0032	福井県坂井市三国町山岸50の2の2	0776-82-4999
	宮津海上保安署	1	1	626-0041	京都府宮津市字鶴賀2174の2	0772-22-0118
	香住海上保安署	2	1	669-6541	兵庫県美方郡香美町香住区境1104の4	0796-36-4999
	境海上保安部	9	1	684-0034	鳥取県境港市昭和町9の1	0859-42-2531
	鳥取海上保安署	1	1	680-0906	鳥取県鳥取市港町7番地	0857-32-0118
	隠岐海上保安署	2	1	685-0012	島根県隠岐郡隠岐の島町東町宇屋の下99の2	08512-2-4999
	浜田海上保安部	7	1	697-0063	島根県浜田市長浜町1785の16	0855-27-0770
	美保航空基地	2	1	684-0055	鳥取県境港市佐斐神町2064 (米子空港内)	0859-45-1100

第九管区	第九管区海上保安本部	21	1	950-8543 (個)	新潟県新潟市中央区美咲町1の2の1	025-285-0118
	新潟海上保安部	11	1	950-0072	新潟県新潟市中央区竜が島1の5の4	025-247-0118
	佐渡海上保安署	1	1	952-0011	新潟県佐渡市両津東384の1	0259-27-0118
	上越海上保安署	2	1	942-0011	新潟県上越市港町1の11の20	025-543-4118
	伏木海上保安部	5	1	933-0105	富山県高岡市伏木錦町11の15	0766-45-0118
	伏木海上保安部 富山分室	1	1	931-8358	富山県富山市東岩瀬海岸通り17の2	076-426-2118
	金沢海上保安部	7	1	920-0211	石川県金沢市湊4の13	076-266-6118
	七尾海上保安部	5	1	926-0015	石川県七尾市矢田新町二部173	0767-52-9118
	能登海上保安署	1	1	927-0433	石川県鳳珠郡能登町字出津八字128番地字出津第1・第2分団詰所	0768-62-3118
	新潟航空基地	2	1	950-0001	新潟県新潟市東区松浜町新潟空港内	025-273-8118
第十管区	第十管区海上保安本部	24	1	890-8510 (個)	鹿児島県鹿児島市東郡元町4番1号	099-250-9800
	鹿児島海上保安部	25	1	892-0812	鹿児島県鹿児島市浜町2番5の1	099-222-6680
	喜入海上保安署	1	1	891-0202	鹿児島県鹿児島市喜入中名町1000の28	0993-45-0125
	志布志海上保安署	1	1	899-7103	鹿児島県志布志市志布志町志布志3259	099-472-4999
	指宿海上保安署	1	1	891-0511	鹿児島県指宿市山川福元6713	0993-34-1000
	種子島海上保安署	2	1	891-3901	鹿児島県西之表市西之表16314番地6	0997-22-0118
	熊本海上保安部	5	1	869-3207	熊本県宇城市三角町三角浦1160の20	0964-52-3103
	八代海上保安署	1	1	866-0033	熊本県八代市港町139番地	0965-37-1477
	天草海上保安署	2	1	863-1901	熊本県天草市牛深町286番地	0969-73-3194
	宮崎海上保安部	5	1	887-0001	宮崎県日南市油津4の12の1	0987-22-3021
	日向海上保安署	2	1	883-0062	宮崎県日向市大字日知屋16847番地5	0982-52-8695
	串木野海上保安部	5	1	896-0036	鹿児島県いちき串木野市浦和町54の1	0996-32-2205
	奄美海上保安部	3	1	894-0034	鹿児島県奄美市名瀬矢之脇町26番1号	0997-52-5811
	古仁屋海上保安署	2	1	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津35の1	0997-72-2999
	鹿児島航空基地	2	1	899-6404	鹿児島県霧島市溝辺町麓字曲迫276番地2	0995-58-2541
第十一管区	第十一管区海上保安本部	22	1	900-8547 (個)	沖縄県那覇市港町2の11の1	098-867-0118
	名護海上保安署	2	1	905-0011	沖縄県名護市字宮里452の3	0980-53-0118
	中城海上保安部	15	1	904-2162	沖縄県沖縄市海邦町3の45	098-938-7118
	石垣海上保安部	33	1	907-0013	沖縄県石垣市浜崎町1の1の8	0980-83-0118
	那覇海上保安部	14	1	900-8547	沖縄県那覇市港町2の11の1	098-951-0118
	宮古島海上保安部	16	1	906-0012	沖縄県宮古島市平良字西里7の21	0980-72-0118
	那覇航空基地	2	1	901-0142	沖縄県那覇市字鏡水344	098-858-0118
	石垣航空基地	2	1	907-0244	沖縄県石垣市字盛山222-282 (石垣空港内)	0980-86-8989
	合計部数	1,308	183			